

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(令和5年3月22日一部改正)

(令和5年5月8日一部改正)

(令和7年3月24日一部改正)

(令和7年4月30日一部改正)

(令和7年7月9日一部改正)

(令和8年6月30日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区養育家庭等自立援助事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、里親（養子縁組里親を除く。）、ファミリーホーム（法人型を除く。）、既に登録を取消された里親（養子縁組里親を除く。）及び既に廃止したファミリーホーム（法人型を除く。）（以下「養育家庭等」という。）による措置解除後の児童に対する継続的な相談援助などに係る経費の一部や、養育家庭等による継続的なアフターケアを受ける元委託児童の一人暮らしにかかる居住費の一部を補助し、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(通則)

第3条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年3月31日東京都板橋区規則第3号）に定めるところによる。

(交付対象)

第4条 この補助金は、実施要綱第5条に定める各事業について、交付対象を次の各号のとおり定める。

(1) 実施要綱第5条第1号の事業

実施要綱第5条第1号に基づく板橋区養育家庭等自立援助事業の援助を実施する養育家庭等

(2) 実施要綱第5条第2号の事業

実施要綱第5条第2号に基づく板橋区養育家庭等自立援助事業の援助を受ける元委託児童

(3) 実施要綱第5条第3号の事業

実施要綱第5条第3号に基づく板橋区養育家庭等自立援助事業の援助を実施する養育家庭等

(補助金の交付方法)

第5条 区長は前条の交付対象に対し、この事業の実施に係る経費について、次の各号に定めるところにより補助する。

(1) 実施要綱第5条第1号の事業

実施要綱第5条第1号に定める援助内容を、元委託児童に対し月2回以上行った場合に、当該月分の経費を補助対象とする。区長は、報告書等の内容を審査し、適当と認めるときは、第7条第1号に定める金額を交付する。

(2) 実施要綱第5条第2号の事業

実施要綱第5条第2号に定める援助内容について、元委託児童が養育家庭等又は自立支援相談員から実施要綱第5条第1号に定める援助内容を月2回以上受け、かつ半年に1回以上は居住場所への訪問支援を受ける場合で、実施要綱第5条第3号に定める援助内容を受ける場合（原則として年4回）に、当該月分の居住に係る経費を補助対象とする。区長は、申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、第7条第2号に定める金額を交付する。

(3) 実施要綱第5条第3号の事業

実施要綱第5条第3号に定める援助内容を、元委託児童に対し、年4回（原則として四半期に1回）以上行った場合の経費を補助対象とする。区長は、報告書等の内容を審査し、適当と認めるときは、第7条第3号に定める金額を交付する。

（補助対象期間）

第6条 この補助金は、実施要綱第5条に定める各事業について、補助対象期間を次の各号のとおり定める。

（1）実施要綱第5条第1号の事業

原則として、実施要綱第3条の養育家庭等に措置された対象者が措置を解除された日から起算して22歳に達する日が属する年度の末日までとする。ただし、対象者が次のア又はイに該当する場合は、当該ア又はイに掲げる期間とする。

ア 18歳未満で措置が解除された場合 措置を解除された日から起算して4年を経過する日まで（ただし、区長が、特に援助を必要と判断した場合にあっては、判断した日から22歳に達する日が属する年度の末日まで）。

イ すでに本事業による援助を受けたことがある対象者が、その後の事情の変化により再度援助が必要となり本事業の利用を希望する場合 通算して4年を経過する日まで。

（2）実施要綱第5条第2号の事業

原則として、実施要綱第3条の養育家庭等に措置された対象者が措置を解除された日から起算して4年を経過する日までとする。ただし、対象者が次のアからウに該当する場合は、当該アからウに掲げる期間とする。

ア 18歳未満で措置が解除された場合 措置を解除された日から起算して4年を経過する日まで

イ 19歳以降に措置が解除された場合 区長が、特に援助を必要と判断した場合にあっては、判断した日から起算して4年間を上限

ウ すでに本事業による援助を受けたことがある対象者が、その後の事情の変化により再度援助が必要となり本事業の利用を希望する場合 通算して4年を経過する日

（3）実施要綱第5条第3号の事業

元委託児童が実施要綱第5条第2号の援助を受ける期間と同一とする。

（補助金額）

第7条 区長は、次の各号に定める金額を予算の範囲内で交付対象に交付する。

（1）実施要綱第5条第1号の事業 ひと月当たり元委託児童一名につき6,000円

（2）実施要綱第5条第2号の事業 ひと月当たり元委託児童一名につき72,000円を上限とし、居住にかかる費用の実費（賃料、仲介手数料、礼金、保証料等を対象とし、敷金は対象外とする。また、他の補助金や貸付等、居住にかかる費用に充てることを目的として受領する金銭がある場合は、その金額分は対象外とする。）

（3）実施要綱第5条第3号の事業一回当たり元委託児童一名につき13,000円。ただし、年4回を上限とする。

（補助金の交付申請）

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を別に定める期日までに区長に対し提出するものとする。

（1）実施要綱第5条第1号の補助金の交付を受けようとする養育家庭等

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付申請書（第1号様式）その他必要とする書類

（2）実施要綱第5条第2号の補助金の交付を受けようとする元委託児童

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金（居住費支援）交付申請書（第2号様式）その他必要とする書類

（3）実施要綱第5条第3号の補助金の交付を受けようとする養育家庭等

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金（援助者への補助）交付申請書（第3号様式）及び板橋区養育家庭等自立援助事業実施計画書（援助者への補助）（第4号様式）その他必要とする書類

（補助金の交付決定）

第9条 区長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金を交付しないことを決定したときは、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、補助金の交付が暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

（申請内容の変更）

第10条 実施要綱第5条第2号の事業について、補助金の交付決定後の事情変更により申請内容を変更しようとする場合は、変更交付申請書（第6号様式）及びその他必要とする書類を区長に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 この補助金の交付を受ける者は、次の各号に定めるとおり書類を別に定める期日までに区長に対し提出するものとする。

（1）実施要綱第5条第1号の補助金の交付を受ける養育家庭等

毎年度末の状況について、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金事業実績報告書（第7号様式）及び板橋区養育家庭等自立援助事業実施報告書（第8号様式）その他必要とする書類を提出すること。

（2）実施要綱第5条第2号の補助金の交付を受ける元委託児童

毎月末の状況について、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金（居住費支援）事業実績報告書（第9号様式）及び板橋区養育家庭等自立援助事業実施報告書（居住費支援）（第10号様式）その他必要とする書類を提出すること。

（3）実施要綱第5条第3号の補助金の交付を受ける養育家庭等

毎年度末の状況について、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金（援助者への補助）事業実績報告書（第11号様式）及び板橋区養育家庭等自立援助事業実施報告書（援助者への補助）（第12号様式）その他必要とする書類を提出すること。

（補助金の額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による実績報告書及びこれに係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金額確定通知書（第13号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の補助条件）

第13条 区長は、報告書の内容に疑義がある場合は、必要に応じて交付対象の養育家庭等及び元委託児童に事実確認する。

（補助金の請求）

第14条 申請者は、第12条の規定による通知を受けたときは、申請者は、区長が定める期日までに板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付請求書（第14号様式）を提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（決定の取消）

第 15 条 区長は交付対象である当該養育家庭等又は元委託児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 養育家庭等又は自立支援相談員による継続的なアフターケアが実施されない状況が生じたとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容またはこれに対する条件その他法令等またはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 区長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その差額の返還を命じなければならない。

3 前 2 項による補助金の返還命令に基づき補助金を返還する場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

板橋区長 あて

住 所

申請者氏名

年度 板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり申請します。

なお、本事業の目的を理解した上で誠実に遂行します。

記

1 申請額 金 円

2 申請額内訳

対象者名	金額内訳
	実施予定月数 ヶ月 × 6,000円 = 円
	実施予定月数 ヶ月 × 6,000円 = 円
	実施予定月数 ヶ月 × 6,000円 = 円
	実施予定月数 ヶ月 × 6,000円 = 円
	実施予定月数 ヶ月 × 6,000円 = 円

電 話

申請者氏名

板橋区長 あて

住 所
申請者氏名

年度 板橋区養育家庭等自立援助事業補助金（居住費支援）交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり申請します。

養育家庭等又は自立支援相談員による継続的なアフターケアを受けるなど、本事業の目的を理解した上で、補助金の交付を受けます。

万が一、補助金の交付条件を満たさない場合には、補助金の交付打ち切りや返還等に応じます。

記

1 申請合計額 金 円

2 申請額内訳

対象月	金額	備考
4月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
5月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
6月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
7月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
8月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
9月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
10月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
11月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
12月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
1月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
2月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
3月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）

3 他の補助金、貸付、措置費等の受給状況（居住費支援を目的とするもの）

・東京都社会福祉協議会 自立支援資金貸付事業（家賃支援費）の利用： 有 ・ 無

➡有の場合、1ヶ月の貸付額 円

・措置費【就職支度費】の住居費都加算分の支給： 有 ・ 無 ・ 不明

（有の場合、支給額は板橋区で実績を確認します。）

・勤務先等からの住宅手当等の支給： 有 ・ 無

➡有の場合、1ヶ月の支給額 円

・その他の補助金、貸付等の利用： 有 ・ 無

（詳細）※名称、1ヶ月の金額を記載すること。

※「措置費【就職支度費】の住居費都加算分の支給」以外の場合には、受給状況が分かる書類を添付してください。

電 話

申請者氏名

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

板橋区長 あて

住 所

申請者氏名

年度 板橋区養育家庭等自立援助事業補助金（援助者への補助）の交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり申請します。

なお、本事業の目的を理解した上で誠実に遂行します。

記

1 申請額 金 円

2 申請額内訳

対象者名	金額内訳
	実施予定回数 回 × 13,000円 = 円

3 事業実施計画書 別添第4号様式のとおり

電 話

申請者氏名

年 月 日

板橋区養育家庭等自立援助事業実施計画書（援助者への補助）

申請者氏名 _____

対象者氏名	生年月日	年度末年齢	措置解除日
	年 月 日	才	年 月 日
実施予定時期	相談援助内容（予定） （注）具体的にご記入ください		
年 月頃			
年 月頃			
年 月頃			
年 月頃			

※実施予定回数が年4回以上の場合は、その内の4回分を記載する。

番 号
年 月 日

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付（不交付）決定通知書

あて

板橋区長

年 月 日付で申請のあった板橋区養育家庭等自立援助事業補助金については、下記のとおりとすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付について 補助金の交付を決定します（金 円）。
補助金の不交付を決定します（理由 ）。
- 2 補助条件（交付を決定した場合）
次の補助条件に従わなければならない。
 - （1） 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す。
 - ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 養育家庭等又は自立支援相談員による継続的なアフターケアが実施されない状況が生じたとき。
 - ③ 補助金の交付の決定の内容またはこれに対する条件その他法令等または板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱に基づく命令に違反したとき。
 - （2） （1）により補助金の交付の決定を取り消された場合において、区長から当該補助金の返還を命じられたときは、区長が指定する期限までに当該補助金を返還しなければならない。
 - （3） （2）による補助金の返還命令に基づき補助金を返還する場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
 - （4） 補助事業に係る収支の事実を明らかにした証拠書類を整理するとともに、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
 - （5） 補助金の交付請求
区長が指定する日までに、所定の様式により区長に補助金の交付を請求しなければならない。

板橋区長 あて

住 所
申請者氏名

年度 東京都養育家庭等自立援助事業補助金（居住費支援）の変更交付申請について

標記の補助金について、 年 月 日付 第 号により交付決定したところであるが、その後の事情変更により交付額を変更されるよう申請します。

養育家庭等又は自立支援相談員による継続的なアフターケアを受けるなど、本事業の目的を理解した上で、補助金の交付を受けます。

万が一、補助金の交付条件を満たさない場合には、補助金の交付打ち切りや返還等に応じます。

記

1 当初交付決定額 金 円

2 今回変更申請額 金 円

3 変更理由

4 申請額内訳

対象月	金額	備考
4月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
5月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
6月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
7月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
8月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
9月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
10月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
11月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
12月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
1月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
2月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
3月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）

5 他の補助金、貸付、措置費等の受給状況（居住費支援を目的とするもの）

- ・東京都社会福祉協議会 自立支援資金貸付事業（家賃支援費）の利用： 有 ・ 無
 ➡有の場合、1ヶ月の貸付額 円
- ・措置費【就職支度費】の住居費都加算分の支給： 有 ・ 無 ・ 不明
 （有の場合、支給額は板橋区で実績を確認します。）
- ・勤務先等からの住宅手当等の支給： 有 ・ 無
 ➡有の場合、1ヶ月の支給額 円
- ・その他の補助金、貸付等の利用： 有 ・ 無
 （詳細）※名称、1ヶ月の金額を記載すること。

※「措置費【就職支度費】の住居費都加算分の支給」以外の場合には、受給状況が分かる書類を添付してください。

電 話

申請者氏名

年 月 日

板橋区長 あて

住 所

申請者氏名

年度 板橋区養育家庭等自立援助事業補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた板橋区養育家庭等自立援助事業補助金に係る事業の実績について、板橋区養育家庭等自立援助事業補助要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円

2 精算額内訳

対象者名	金額内訳				
	実施月数	ヶ月	×	6,000円	= 円
	実施月数	ヶ月	×	6,000円	= 円
	実施月数	ヶ月	×	6,000円	= 円
	実施月数	ヶ月	×	6,000円	= 円
	実施月数	ヶ月	×	6,000円	= 円

3 事業実施報告書 別添第8号様式のとおり

電 話

申請者氏名

年 月 日

板橋区養育家庭等自立援助事業実施報告書（ 月分）

申請者氏名

対象者氏名	生年月日	年齢	措置解除日
	年 月 日	才	年 月 日
実施日	相談援助区分	相談援助内容	
年 月 日		生活上の相談	
		就学と生活の両立に関する相談	
		求職上の相談	
		就業上の相談	
年 月 日		生活上の相談	
		就学と生活の両立に関する相談	
		求職上の相談	
		就業上の相談	

※実施日が月2日以上の場合は、その内の2日分を記載する。

対象者の現在の状況

住居
養育家庭等と同居 ・ 一人暮らし（住所： ）・その他（ ）

就業就学状況
就業 ・ 就学 ・ その他（ ）

対象者の自立に向けた見通し

--

上記の内容に相違ないことを確認する。

対象者署名

年 月 日

板橋区長 あて

住 所
申請者氏名

年度 板橋区養育家庭等自立援助事業補助金（居住費支援）
事業実績報告書【 月分】

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた板橋区養育家庭等自立援助事業補助金に係る事業の実績について、板橋区養育家庭等自立援助事業補助要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額内訳

対象月	月分		
居住に要した費用	入居時（契約時）までに支払った額（仲介手数料、礼金、保証料等）※かかった月のみ報告すること	A…	円
	毎月の家賃・共益費等（1 ヶ月分）	B…	円
居住費として支給される費用	貸付金	C…	円
	補助金	D…	円
	住居手当	E…	円
	その他	F…	円
請求額	（ただし限度額 72,000 円）		
	A + B - C - D - E - F		
			円

※「居住に要した費用」については、通帳（写）・領収書（写）など金額が分かる書類を添付してください。

※「居住費として支給される費用」については、通帳（写）・領収書（写）及び通知等を添付してください。

- 3 事業実施報告書 別添第 10 号様式のとおり

電 話

申請者氏名

年 月 日

板橋区養育家庭等自立援助事業実施報告書（居住費支援）【 月分】

（注）申請者本人が記載すること。

申請者氏名	生年月日	年齢	措置解除日
	年 月 日	才	年 月 日

（注）以下、援助者が記載すること。

援助者氏名	種別		連絡先
	養育家庭等 自立支援相談員		住 所： 電話番号：
実施日	相談援助区分		相談援助内容
年 月 日		生活上の相談	申請者宅訪問（有・無） 対面での支援（有・無）
		就学と生活の両 立に関する相談	
		求職上の相談	
		就業上の相談	
年 月 日		生活上の相談	申請者宅訪問（有・無） 対面での支援（有・無）
		就学と生活の両 立に関する相談	
		求職上の相談	
		就業上の相談	

※実施日が月 2 日以上の場合は、その内の 2 日分を記載する。

就業就学状況
就業 ・ 就学 ・ その他（ ）

対象者の自立に向けた見通し

--

上記の内容に相違ないことを確認する。

援助者氏名 _____

第 11 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

板橋区長 あて

住 所
申請者氏名

年度 板橋区養育家庭等自立援助事業補助金（援助者への補助）事業実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた板橋区養育家庭等自立援助事業補助金に係る事業の実績について、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円

2 精算額内訳

対象者名	金額内訳
	実施回数 回 × 13,000円 = 円

3 事業実施報告書 別添第 12 号様式のとおり

電 話

申請者氏名

年 月 日

板橋区養育家庭等自立援助事業実施報告書（援助者への補助）

申請者氏名 _____

対象者氏名	生年月日	年度末年齢	措置解除日
	年 月 日	才	年 月 日
実施日	相談援助内容 (注) 具体的にご記入ください	振り返り (注) 具体的にご記入ください	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

※実施回数が年 4 回以上の場合は、その内の 4 回分を記載する。

上記の内容に相違ないことを確認する。

対象者氏名 _____

第 13 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金額確定通知書

あて

板橋区長

年 月 日付で報告のあった板橋区養育家庭等自立援助事業補助金について、板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり補助金額が確定したので通知します。

記

1	補助金確定額	金	円
---	--------	---	---

年 月 日

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付請求書

板橋区長 あて

（申請者）

住所 _____

氏名 _____

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金について、下記のとおり請求します。

金 額						
-----	--	--	--	--	--	--

【振込先口座情報】

金融機関名／ 金融機関コード	／（4 桁）						
支店名／支店コード	／（3 桁）						
口座種別（該当に○）	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 4. その他（ ）						
口座番号							
口座名義人	（ｶﾅ）						
	（漢字）						

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付決定取消通知書

あて

板橋区長

年 月 日付で交付決定した板橋区養育家庭等自立援助事業補助金について、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

（既に補助金を交付しているときは、次の文章を付け加える。）

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を、下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

（補助金の返還を命ずるときには、次の各項を付け加える。）

3 返還する金額

4 返還期日

年 月 日

5 違約加算金

板橋区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 16 条第 3 項により違約加算金を納付しなければなりません。